

# 第一種監視化学物質に係る管理措置の概要

参考5

【既存化学物質の評価から】

- ・分解性→難
- ・蓄積性→高

指定

第一種監視化学物質

- ・分解性→難
- ・蓄積性→高
- ・物質名公表
- ・製造・輸入数量実績・用途の届出
- ・物質名、数量の公表

ない又は極めて小さい

曝露可能性の評価

ある

※製造・輸入数量又は開放系用途での使用量が一定量以上等

国による予備的な毒性評価等(人、生物)の実施

事業者からの有害性情報(人、生物の毒性試験データ等)の報告

上記のデータによるリスク評価

懸念低い

懸念高い

環境放出量を抑制するための指導・助言(リスク削減措置)

リスク削減措置の効果の評価

懸念低い

懸念高い

製造・輸入事業者への有害性調査(長期毒性等データ(人、生物)の報告)の指示

調査を実施し報告

有害性の判定

長期毒性等あり

長期毒性等なし

(調査指示後)

製造・輸入、使用の制限勧告  
(法第29条に基づく勧告)

第一種特定化学物質には指定せず

第一種特定化学物質に指定